

特定農業用管水路等特別対策事業

石綿を含有する製品は、昭和30年代～50年代にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等に採用されました。これらの製品が老朽化等により破損等が発生した場合、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されるため、石綿等の除去や、他の資材への交換を行います。



機场上屋への使用例



農業用水路への使用例



農業用水路（パイプライン）
交換工事の状況



石綿が飛散ないように
水をまきながら作業を行います。



撤去した資材は、処理場までの
運搬中に石綿が飛散しない
ようにビニールシートで梱包
して運びます。